

# ○海上自衛隊の訓育実施基準について（通達）

平成14年3月13日  
海幕教第1373号

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

## 海上自衛隊の訓育実施基準について（通達）

海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達（昭和42年海上自衛隊達第31号）第8条第2項及び第23条第2項の規定に基づき、海上自衛隊の訓育実施基準を別紙のとおり定める。

なお、海上自衛隊の訓育実施基準について（通達）（海幕教1第1244号。47. 3. 10）は、廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：部内全般

別紙

### 海上自衛隊の訓育実施基準

#### 1 趣旨

この通達は、海上自衛隊の教育訓練における訓育の実施について必要な事項を定めるものとする。

#### 2 訓育の定義

訓育は、海上自衛官として任務遂行に必要な精神的基盤を育成するための諸活動であり、その体系は、自衛隊法第52条「服務の本旨」を基本とし、「自衛官の心がまえ及びその解説」に基づく精神教育と「シーマンシップのかん養」等の有形無形のしつけ教育である。

#### 3 訓育の目的

健全な国民精神を基盤として、海上自衛官として必要な徳操を養い、武人としての意識を高め、使命を達成し得る強固な信念とその実践力を有する「精強な海上自衛官の育成」を目的とする。

#### 4 訓育の方針

訓育は、海上自衛隊における教育訓練の基盤をなすものであって、海上自衛官個々の精神的基盤を確立し、技能教育及び体育と相まって個々の能力を強化し、任務遂行に寄与するものである。このため、訓育に当たっては、次の方針に沿って行うものとする。

##### (1) 自己研さん意欲の定着

訓育は、本来精神的資質の発展を助長し深化するものであって、単なる外部からの強制や知識の注入ではその目的を達し得ないことから、自ら進んで研さんする意欲を定着させるものとする。

##### (2) 率先垂範による感化

至誠をもって職務を完遂する精神的基盤を確立させることを主眼とし、上級者の率先垂範による直接的感化のもと、教育訓練等を通じて精神的資質の育成錬磨に努める

ものとする。

### (3) 目的に沿った訓育の実施

訓育の目的を十分に理解し、目的に沿った訓育を実施するものとする。

## 5 階層別到達目標

対象者を「海士」、「3等海曹及び2等海曹」（以下「初・中級海曹」という。）、「1等海曹及び海曹長」（以下「上級海曹」という。）、「准海尉」、「候補生、3等海尉及び2等海尉」（以下「候補生・初級幹部」という。）、「1等海尉及び3等海佐」（以下「中級幹部」という。）、「2等海佐以上」（以下「上級幹部」という。）の7階層に区分し、各階層の到達目標は、付紙第1のとおりとする。

## 6 指導標準

指導標準は付紙第2のとおりとし、階層別到達目標に到達すべく、指導標準に基づき指導するものとする。

## 7 訓育の実施

訓育は、部隊等の業務、日課等に従い、訓示、講話、討論、史料館研修、鍛練行事等の集合教育と、面接、しつけ指導、教育訓練、日常生活等の機会を効果的に活用した実践指導（機会教育）の両面から充実を図り、これらを適時に反復して累積効果を上げるよう努めるものとする。

- (1) 基本教育における訓育は、課目標準等の定めるところにより実施するものとする。
- (2) 部隊等における訓育は、実任務等の機会をとらえた実践指導を通じて訓育の定着を図ることに重点を置くものとし、部隊等の長は、進んで研さん、実践する気風の醸成に努め、上下相携えて自衛官としての精神的基盤の定着を図るとともに講話、討論の実施に際しては率先して自ら教育を行うものとする。

## 8 実施計画の策定

次のとおり実施計画を策定するものとする。

- (1) 基本教育においては、週1時間を標準として実施するものとし、階層別到達目標に基づき課目標準を定め、指導標準を踏まえ課程指導項目を定めるものとする。
- (2) 部隊等の長は、階層別到達目標及び指導標準に従い、教育訓練に関する計画の一環として、基本教育との接続、部隊等の特色及び部内外の主要行事等を考慮し、体系的教育に適宜実践指導を織り込む弾力性を有する実施計画を定め、基本教育において修得した事項の実践、定着を図るものとする。

なお、講話、討論等の集合教育は、1か月につき2時間を標準とする。

## 9 成果の検討

部隊等の長は、訓育成果の検討に当たっては、各種の調査等を活用し、その分析検討に努めるとともに、総合的判断を加えて、計画及び実施の改善に資するよう留意するものとする。

## 10 訓育資料

部隊等の長は、海上幕僚監部が作成する「海上自衛隊訓育参考資料」以外の訓育資料

の収集、整理及び活用に努め、海上自衛官の修養研さんに資するものとする。

### 11 訓育係幹部等の指定

部隊等の長は、訓育の実施計画の作成、成果の分析検討及び資料の収集、整理の事務を効果的に行うため、訓育係幹部及び訓育係海曹を指定することができる。

### 12 事務官等に対する訓育

事務官等に対する訓育は、海上自衛隊に勤務する事務官等として任務遂行に必要な精神的基盤を育成するための諸活動で、自衛官に準じて実施するものである。

細部は、本通達に準じ、別途事務官等に対する訓育実施要領を定めるものとする。

## 付紙第1

### 階層別到達目標（海曹士及び准尉）

| 区 分 |            | 海 士   | 初・中級海曹   | 上級海曹   | 准 海 尉   |
|-----|------------|---|--|--|---|
| 全 般 |            | 自衛官としての精神的素地を構築し、海上自衛官としての自覚及び自己の職務に対する誇りを確立するとともに、職務に対する積極性を有する。   | 海上自衛官としての精神的基盤を構築し、信頼に足る初・中級海曹としての自覚及び誇りを確立するとともに、職務に対する自立心と実行力を有する。   | 海上自衛官としての精神的基盤を確立し、模範たる上級海曹としての自覚及び誇りをもち、職務における指導力並びにけん引力を有する。   | 准海尉としての自覚及び誇りをもち、幹部自衛官の補佐及び海曹士に対する指導者としての識見、けん引力並びに職務に対する適正な判断力を有する。  |
| 訓 育 | 精 神 教 育    | <ol style="list-style-type: none"> <li>我が国の歴史、文化、伝統等を認識し、健全な国民精神を有するとともに、日本国民としての自覚及び愛国心の素地を構築する。</li> <li>国家及び国防の重要性を認識し、自己の職務に対する自覚と誇りを有する。</li> </ol>    | <ol style="list-style-type: none"> <li>我が国の歴史及び伝統等を理解し、愛国心を強固にするとともに、日本国民としての自覚を確立する。</li> <li>我が国を取り巻く安全保障環境の概要、自衛隊の果たす役割を理解し、海上自衛隊の任務に対する自覚と誇りを有する。</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>我が国の歴史及び伝統等に対する理解を深め、国家の意義、目的等に基づく愛国心を確立する。</li> <li>我が国を取り巻く安全保障環境の理解を深め、海上防衛の重要性を理解し、国防に対する使命感を構築する。</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>国家及び国防並びに海上防衛に関する理解を深め、国防に対する使命感を確立する。</li> <li>海上自衛隊の使命を理解し、幹部自衛官を補佐する立場としての職務に対する自覚と誇りを有する。</li> </ol> |
|     | 徳 操 の かん 養 | <ol style="list-style-type: none"> <li>海上自衛官としての自覚を有し、組織の一員としての意識及び公人としての意識を有する。</li> <li>組織における個人の役割を理解し、職務遂行の意識を構築する。</li> <li>積極的で節度ある姿勢を有する。</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>初・中級海曹としての自覚を確立し、自己研さん及び積極進取の気概を有する。</li> <li>組織における職務遂行の要件を理解し、職務遂行の意識を確立する。</li> <li>かたよりのない性格を有する。</li> </ol>          | <ol style="list-style-type: none"> <li>上級海曹としての自覚を確立し、模範的行動による指導力及びけん引力を有する。</li> <li>職務遂行に対する信念を持ち、職務に対する自信を有する。</li> <li>健全かつ調和の取れた人間性を有する。</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>准海尉としての自覚を確立し、幹部を補佐する立場としての指導力を有する。</li> <li>職務遂行に対する強固な信念を持ち、任務達成の気概を有する。</li> </ol>                    |
|     | し つ け 教 育  | 海上自衛官及び職域に固有のしつけを体得し、節度のある言動を確立する。  | 海上自衛官及び職域に固有のしつけを習性化するとともに、しつけに関する指導力を有する。   | 海上自衛官及び職域に固有のしつけについて模範を示した上での指導力を有する。  | 海上自衛官及び職域に固有のしつけの意義と必要性について理解し、部下の模範となる実践力を確立する。  |

階層別到達目標（幹部）

| 区 分 |       | 候補生・初級幹部   | 中級幹部  | 上級幹部   |
|-----|-------|--|---|--|
| 全 般 |       | 幹部自衛官としての精神的基盤を構築及び確立し、信頼に足る幹部としての自覚及び誇りを確立するとともに、任務に対する熱意と理解力を有する。  | 幹部自衛官としての精神的基盤を熟成し、模範たる部隊の中核としての自覚及び誇りを確立するとともに、任務に対する実践力と指導力を有する。  | 部隊の核心としての自覚と誇りを持ち、尊敬にたる指導者にふさわしい人格及び識見を充実するとともに、任務に対する健全な判断力と感化力を充実する。                                 |
| 訓 育 | 精 神   | 1 我が国の歴史、文化、伝統等を理解し、国家の意義、目的等の認識に基づく愛国心の基盤を構築する。<br>2 我が国を取り巻く安全保障環境及び軍事力の果たす役割を理解し、国防に対する使命感を確立する。<br>3 海上自衛隊の使命を理解し、幹部自衛官の職責に対する自覚と誇りを有する。 | 1 国家、歴史等に対する深い理解による健全な価値観及び愛国心についての信念を確立する。<br>2 安全保障体制のすう勢把握し、国防に対する信念を確立する。<br>3 海上自衛隊の使命に対する誇りと信念に基づく部下指導力を有する。                      | 1 安全保障に関する幅広い知識に基づく国防に対する識見を充実する。<br>2 海上自衛隊の使命に対する深い理解と実践を通じ、使命の自覚への感化力を充実する。                         |
|     | 教 育   | 1 幹部自衛官として必要な徳操を理解するとともに、自己研さん及び率先垂範の気概を確立する。<br>2 自衛隊の組織秩序の維持にかかわる幹部の役割を理解するとともに、指導力の基盤を構築する。<br>3 健全な倫理観に基づく調和のとれた人間性を有する。                 | 1 幹部自衛官としての倫理観を確立し、自らを律するとともに、模範的言動に対する強固な信念と実践力を有する。<br>2 任務遂行及び秩序維持に対する強い意志と実践力を持ち、組織能力の向上について、部隊の中核としての指導力を有する。<br>3 品位ある豊かな人間性を有する。 | 1 指揮官の権限と責任に基づく健全な倫理観を確立・実践し、模範的言動による感化力を充実する。<br>2 任務遂行に対する不動の信念に基づき、組織能力を最大発揮させるため部隊の核心としての指導力を充実する。 |
|     | しつけ教育 | 海上自衛官及び職域に固有のしつけの意義と必要性について理解し、部下の模範となる実践力を確立する。   | しつけに対し、論理的に理解するとともに、その体現力と部下指導力を有する。  | しつけの淵源等に関する深い理解に基づき、模範的言動による感化力を充実する。  |

指導標準（海曹士及び准尉）

| 区 分 |         | 海 士   | 初・中級海曹   | 上級海曹   | 准 海 尉  |  |
|-----|---------|-------|--|--|--|--|
| 訓 育 | 精 神 教 育 | 使命の自覚 | <p>1 国民精神、愛国心の素地の構築</p> <p>(1) 我が国の歴史、文化、伝統等を理解させる。</p> <p>(2) 国民の概念を理解させる。</p> <p>(3) 国旗、国歌の意味について理解させる。</p> <p>2 国家に対する認識の保持</p> <p>(1) 歴史教育等を通じて国家の意味を理解させる。</p> <p>(2) 国家の形態を理解させる。</p> <p>3 国防に対する意識の構築</p> <p>(1) 我が国の防衛と海上自衛隊の果たす役割を理解させる。</p> <p>(2) 歴史教育等を通じて国防の重要性を理解させる。</p> <p>4 海士としての使命感の構築</p> <p>(1) 海上自衛官の職責を理解させる。</p> <p>(2) 海上自衛隊の任務を理解させる。</p> <p>(3) 服務の本旨、自衛官の心がまえを理解させる。</p> | <p>1 国民精神、愛国心の基盤の構築</p> <p>(1) 我が国の歴史、文化、伝統等を理解させる。</p> <p>(2) 国民の権利と義務を理解させる。</p> <p>2 国家に対する健全な価値観の構築</p> <p>(1) 歴史教育等を通じて国家独立の意義を理解させる。</p> <p>(2) 国家と国民の関係を理解させる。</p> <p>3 国防に対する意識の構築</p> <p>(1) 安全保障体制の概念を理解させる。</p> <p>(2) 国際情勢の概要を理解させる。</p> <p>(3) 歴史教育等を通じて軍力及び海上防衛力の役割を理解させる。</p> <p>4 初・中級海曹としての使命感の構築</p> <p>(1) 初・中級海曹の職責を理解（自覚）させる。</p> <p>(2) 海上自衛隊の任務に対する理解を深めさせる。</p> <p>(3) 自衛隊の行動（自衛隊法）を理解させる。</p> | <p>1 国家の意義、目的等に基づく愛国心の確立</p> <p>(1) 我が国の歴史、文化、伝統等に対する理解を深めさせる。</p> <p>(2) 国家、国益の概念を理解させる。</p> <p>(3) 独立国家の要件を理解させる。</p> <p>2 国防に対する使命感の構築</p> <p>(1) 我が国の安全保障体制を理解させる。</p> <p>(2) シビリアンコントロールの意義を理解させる。</p> <p>(3) 国際情勢について理解を深めさせる。</p> <p>3 上級海曹としての使命感の確立</p> <p>(1) 上級海曹の職責を理解（自覚）させる。</p> <p>(2) 海上自衛隊の使命、任務を理解させる。</p> | <p>1 国防に対する使命感の確立</p> <p>我が国の安全保障体制と海上自衛隊の関係について理解させる。</p> <p>2 准海尉としての使命感の確立</p> <p>幹部自衛官を補佐する立場としての職責を理解（自覚）させる。</p> |

| 区 分 |         |           | 海 士   | 初・中級海曹   | 上級海曹   | 准 海 尉   |  |
|-----|---------|-----------|---|--|--|---|--|
| 訓   | 精 神 教 育 | 徳 操 の 厳 守 | 個人 の 充 実<br>責 任 の 遂 行<br>規 律 の 厳 守<br>団 結 の 強 化 | 1 人間性、社会性の形成<br>(1) 人生の目的について理解（考察）させる。<br>(2) 積極性について理解（修養）させる。<br>(3) 礼儀、道徳について理解（実践）させる。<br>2 公人としての徳操のかん養（公人としての意識の構築）<br>(1) 国家、国民に対する義務を理解させる。<br>(2) 海上自衛官の身分を理解させる。<br>3 武人としての徳操のかん養（組織の一員であることの意識及び積極性の構築）<br>(1) 規律、団結の必要性を理解させる。<br>(2) 命令と服従について理解させる。<br>(3) 自衛隊法に規定された隊員の義務について理解させる。 | 1 人間性、社会性の進展<br>(1) 実行力について理解（修養）させる。<br>(2) 自己研さんの重要性を理解させる。<br>(3) 誠実、謙虚、寛容の精神について理解（実践）させる。<br>2 公人としての徳操のかん養（公人としての意識の確立）<br>(1) 自衛隊員倫理法の概要を理解させる。<br>(2) 国家、国民に対する献身の意味を理解させる。<br>3 武人としての徳操のかん養（初・中級海曹としての自立心及び責任感の確立）<br>(1) 事例等を通じ任務遂行上必要な勇気について理解させる。<br>(2) 規律、団結の重要性を理解させる。<br>(3) 命令と服従について理解を深めさせる。 | 1 人間性、社会性の進展<br>(1) 自己研さんの意義と重要性を理解（定着）させる。<br>(2) 自由と平等、自由と公共の福祉について理解させる。<br>(3) 公德心、廉潔性について理解（定着）させる。<br>2 公人としての徳操のかん養（公人としての心がまえの構築）<br>(1) 海上自衛官として国家、国民に対する姿勢、責任を理解させる。<br>(2) 自衛隊員倫理法の概念を理解させる。<br>3 武人としての徳操のかん養（上級海曹としての意識及び自信、海曹士を指導する立場としての言動の確立）<br>(1) 事例等を通じて不とう不屈の精神を理解させる。<br>(2) 規律と士気について理解させる。<br>(3) 相互理解と団結について理解させる。<br>(4) 責任観念について理解させる。 | 1 人間性、社会性の進展<br>(1) 人格の尊厳について理解させる。<br>(2) 芸術、文学等幅広い分野での造詣を深めさせる。<br>2 公人としての徳操のかん養（公人として国家、国民に対する責任感の確立）<br>自衛隊員倫理法の本質を理解させる。<br>3 武人としての徳操のかん養（幹部を補佐する立場としての意識の確立、海曹士の模範となる言動の確立）<br>(1) 権限の行使について理解させる。<br>(2) 士気高揚の方法を理解させる。 |
|     |         |           |   | 育  | 育  | 育   | 育  |

| 区 分 |           | 海 士   | 初・中級海曹  | 上級海曹   | 准 海 尉   |   |
|-----|-----------|---|---|--|---|---|
| 訓 育 | し っ け 教 育 | シーマンシップの<br>かん養<br><br>しっけ<br><br>職域に固有の<br>しっけ | 1 社会人としての「しっけ」の定着<br>社会人としての基本的なしっけを理解（実践）させる。<br>2 海上自衛官としての「しっけ」の理解、実践<br>先見、機敏、端正、質実剛健及び不とう不屈の精神を理解（実践）させる。<br>3 職域に固有の「しっけ」の理解、実践<br>各職域に応じた「しっけ」の基本を理解（実践）させる。 | 1 海上自衛官としての「しっけ」の定着<br>シーマンシップの概念を理解させる。<br>2 職域に固有の「しっけ」の定着<br>各職域に応じた「しっけ」の概念を理解させる。 | 1 「しっけ」の意義と必要性の理解に基づく指導力の確立<br>シーマンシップの本質を理解させる。<br>2 職域に固有の「しっけ」の意義と必要性の理解に基づく指導力の確立<br>各職域に応じた「しっけ」の本質を理解させる。 | 1 「しっけ」に関する模範的行動の実践に基づく指導力の確立<br>シーマンシップの本質に対する理解を深めさせる。<br>2 職域に固有の「しっけ」に関する模範的行動の実践に基づく指導力の確立<br>各職域に応じた「しっけ」の本質に対する理解を深めさせる。 |
|     |           |   |   |  |   |   |

指導標準（幹部）

| 区 分 |         | 候補生・初級幹部 | 中級幹部   | 上級幹部   |
|-----|---------|----------|--|--|
| 訓 育 | 精 神 教 育 | 使命の自覚    | 1 愛国心に対する自己の信念の確立<br>我が国の歴史、文化、伝統等の理解を深めさせる。<br>2 国家に対する論理的な理解に基づく国家観の構築<br>国家機能、国家の在り方を理解させる。<br>3 国防に対する信念の確立<br>(1) 我が国の防衛政策、海上防衛政策を理解させる。<br>(2) 国際情勢、安全保障体制のすう勢を理解させる。<br>4 幹部自衛官としての使命感の確立<br>中級幹部自衛官の職責を理解（自覚）させる。<br>(1) 海上自衛隊の使命を理解させる。<br>(2) 多様化する任務について理解させる。  | 自己研さんにより、国家観、使命感をかん養させ、信念に基づいた実践を通じ、感化力を充実させる。 |
|     |         |          | 1 国民精神、愛国心の構築<br>(1) 我が国の歴史、文化、伝統等を理解させる。<br>(2) 国家と個人との関係を理解させる。<br>2 国家に対する健全な価値観の構築<br>(1) 歴史教育等を通じて、国家及び国益の概念を理解させる。<br>(2) 独立国家の要件を理解させる。<br>3 国防に対する使命感の構築<br>(1) 我が国の安全保障体制を理解させる。<br>(2) シビリアンコントロールの意義を理解させる。<br>(3) 我が国の防衛と海上自衛隊の果たす役割を理解させる。<br>(4) 歴史教育等を通じて軍事力、海上防衛力の役割を理解させる。<br>4 幹部自衛官としての使命感の構築<br>(1) 幹部自衛官の職責を理解（自覚）させる。<br>(2) 海上自衛隊の使命、任務を理解させる。<br>(3) 服務の本旨、自衛官の心がまえを理解させる。 |  |

| 区 分    |                  |                        |           | 候補生・初級幹部   | 中級幹部   | 上級幹部   |
|--------|------------------|------------------------|-----------|--|--|--|
| 訓<br>育 | 精<br>神<br>教<br>育 | 徳<br>操<br>の<br>かん<br>養 | 個人の<br>充実 | 1 人間性、社会性の構築<br>(1) 自己研さんの意義と重要性を理解させる。<br>(2) 自由と平等、自由と公共の福祉について理解させる。<br>(3) 公徳心、廉潔性について理解させる。<br>(4) 誠実、謙虚、寛容の精神について理解(実践)させる。  | 1 人間性、社会性の進展<br>(1) 倫理学、哲学について理解させる。<br>(2) 人格の尊厳について理解させる。<br>(3) 芸術、文学等幅広い分野での造詣を深めさせる。  | 自己研さんにより、模範としてふさわしい人格及び識見並びに実践力を備えさせ、指導力及び感化力を充実させる。 |
|        |                  |                        | 責任の<br>遂行 | 2 公人としての徳操の<br>かん養(公人としての意識の確立、心がまえの保持)<br>(1) 海上自衛官として国家、国民に対する姿勢、責任を理解させる。<br>(2) 自衛隊員倫理法の概念を理解させる。<br>(3) 国家、国民に対する献身の意味を理解させる。   | 2 公人としての徳操の<br>かん養(公人としての国家、国民に対する堅固な責任感の確立)<br>(1) 自衛官としての職業倫理を理解させる。<br>(2) 自衛隊員倫理法の本質を理解させる。  |  |
|        |                  |                        | 規律の<br>厳守 | 3 武人としての徳操の<br>かん養(初級幹部としての責務を自覚した模範となる言動の基盤確立)<br>(1) 事例等を通じて任務遂行上必要な勇氣について理解させる。<br>(2) 事例等を通じて不とう不屈の精神を理解させる。<br>(3) 相互信頼の重要性及びその要件を理解させる。<br>(4) 規律、団結の重要性及びその要件を理解させる。<br>(5) 命令と服従、権限と責任について理解させる。 | 3 武人としての徳操の<br>かん養(中級幹部としての責務を自覚した模範となる言動の確立)<br>(1) 様々な状況下における規律、団結の保持の要点及びその本質を理解させる。<br>(2) 命令と服従、権限と責任の本質を理解させる。<br>(3) 平常心について理解(修養)させる。<br>(4) 武士道等我が国の伝統精神を理解させる。 |  |
|        |                  |                        | 団結の<br>強化 |  |  |  |

| 区 分    |                       |   |           | 候補生・初級幹部  | 中級幹部   | 上級幹部             |
|--------|-----------------------|---|-----------|---|--|------------------|
| 訓<br>育 | し<br>っ<br>け<br>教<br>育 | シ<br>ー<br>マ<br>ン<br>シ<br>ッ<br>プ<br>の<br>かん<br>養 | しっけ       | 1 海上自衛官としての「しっけ」及び指導力の構築<br>(1) シーマンシップの意義を理解させる。<br>(2) 先見、機敏、端正、質実剛健及び不とう不屈の精神を理解(実践)させる。 | 1 海上自衛官としての「しっけ」及び模範的行動に基づく指導力の確立<br>シーマンシップの本質を理解させる。 | 実践を通じ、感化力を充実させる。 |
|        |                       |   | 職域に固有のしっけ | 2 職域に固有の「しっけ」及び指導力の構築<br>各職域に応じた「しっけ」の基本を理解(実践)させる。   | 2 職域に固有の「しっけ」各職域に応じた「しっけ」の本質を理解させる。                    |                  |